

令和2年 第2回松田町議会臨時会 会議録

令和2年5月19日 午前10時30分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 11人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渋谷 好 人
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	—————	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	—————	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	依 田 貞 彦	教 育 課 長	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告

- 日程第 4 承認第 5 号 専決処分承認を求めることについて（令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 5 議案第 28 号 松田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 29 号 令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第 4 号）

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、こんにちは。さて、去る 5 月 15 日、松田町告示第 28 号により令和 2 年第 2 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この臨時会では、町新型コロナウイルス感染症対策本部からの町の基本方針により、37.5℃以上の方は役場庁舎に入れないこととなっており、また傍聴席は離隔 2 メートル以上を確保するため、5 席となっております。また、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員も、マスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるように、マイクなどを活用して発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは今まで以上に的確かつわかりやすく行い、議員各位おかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政の停滞、町民の不安感の増大など影響を考慮して、町長から委任を受けた課長職の出席については、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。

また、クールビズ期間中であります。適宜上着の着脱をして結構です。

なお、議会事務局から、録音の申し出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(10時30分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。  
12番 大舘秀孝君、1番 唐澤一代君の両名にお願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本臨時会を開催するに当たりまして、去る5月18日午前9時より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、こんにちは。議会運営委員会の報告を申し上げます。令和2年第2回松田町議会臨時会の招集に当たり、昨日午前9時より役場4階大会議室におきまして、委員6名中5名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日5月19日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第6「議案第29号令和2年度松田町一般会計補正予算（第4号）」を行います。

審議いただく議案は3件です。承認第5号専決処分の承認を求めることについて（松田町一般会計補正予算（第3号））ですが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策経費に係る予算が成立したことに伴い、特別定額給付金事業、国民1人当たり10万円を給付するもの、及び子育て世帯への臨時特別給付金事業、子ども手当の1万円加算などについて、早急に給付するために補正予算を専決処分した承認となります。質疑等を行い、即決をお願いいたします。

次に、議案第28号松田町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ですが、新型コロナウイルス感染症総合対策事業の推進に当たり、必要な財源確保のために町長、副町長及び教育長の給与について、令和2年6月1日から令和3年3月31日まで、100分の20相当額を減額する条例です。質疑等を行い、即決をお願いします。

次に、議案第29号松田町一般会計補正予算（第4号）ですが、新型コロナウイルスの影響で国も対策を立てているところですが、喫緊の課題を抱える町内

業者等に対して必要な救済措置を迅速に行うため、町独自の施策を講じた費用を補正するものです。質疑等を行い、即決でお願いします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。以上です。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和2年第2回松田町議会臨時会の会期は本日5月19日の1日と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さん、こんにちは。季節の変わり目となりまして、体調を崩しやすい時期となりました今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のことと、心からお喜びを申し上げます。

さて、去る5月15日に令和2年第2回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しいところ、全員の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、新型コロナウイルス感染症総合対策の取組について、6月定例会において御報告させていただきますので、御承知願いますよう、よろしく申し上げます。

さて、本日の臨時会に付議いたしました案件につきましては、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松田町一般会計補正予算（第3号））につきましては、事業の執行について早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月30日に専決処分をしたので、本臨時会に報告させていただき、御承認を求めるものでございます。

次に、議案第28号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症総合対策事

業の推進に伴い、必要となる財源確保に寄与することを目的として、特別職の給与の減額措置を講じるための条例の一部改正を行うため御提案するものでございます。

議案第29号令和2年度松田町一般会計補正予算（第4号）につきましては、前回臨時会でお認めいただきました対策に続いて、第2弾として新型コロナウイルス感染症総合対策に係る補正をさせていただくものでございます。

以上、提案いたしました案件につきましては、議事の進行に伴い私をはじめ副町長、教育長、課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、夏季による執務時の服装につきまして、地球温暖化対策実行計画の一環として、国と同様に限りある資源を大切に、省エネルギーを推進するため、5月1日から10月31日まで職員がノーネクタイやポロシャツなどで執務をさせていただきますので、御承知くださいますよう、何とぞお願いいたします。

以上が私からの行政報告になります。今日はよろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松田町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第5号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度松田町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月19日提出、松田町長 本山博幸。

よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松田町一般会計補正予算（第3号））について御説明をいたします。

今回の補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う家計への支援、いわゆる特別定額給付金及び生活資金がかかる子育て

世帯の支援として、子育て世帯への臨時特別給付金に伴う補正でございます。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る補正予算が4月30日に成立したことに伴い、特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業について、その給付に急施を要することから、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、国の補正予算可決日に合わせ、令和2年4月30日付で松田町一般会計補正予算（第3号）を専決処分により補正を行いましたので、本臨時会において報告をさせていただきます、承認を求めるものでございます。

それでは、歳入でございます。8ページ、9ページでございます。国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、特別定額給付金国庫補助金、事業費の補助金11億1,170万円でございます。事務費につきましては、事務費補助金につきましては1,845万円でございます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金につきましては、1,070万円でございます。事務費につきましては、156万5,000円でございます。この事業につきましては、国からの10分の10の補助事業となります。

続きまして、歳出でございます。10ページ、11ページでございます。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、職員給与費として時間外勤務手当等571万2,000円の補正でございます。

次に、特別定額給付金に要する経費といたしまして、主に負担金補助及び交付金でございます。特別定額給付金の対象者の基準日につきましては、令和2年4月27日現在でございます。国が示した交付対象人数でございますが、令和2年1月1日現在の住基人口ということで、1万1,117人という交付額を国からの提示をされたものでございます。1人10万円ということになりますので、総額11億1,170万円となるものでございます。

続いて、児童福祉費、児童措置費、子育て世帯への臨時特別給付金事業でございます。主なものにつきましては、負担金補助及び交付金の臨時特別給付金1,070万円でございます。対象者へは次の児童手当の支給月に当たる6月に、今の支給額に加えて、子供1人当たり1万円を臨時的に給付するもので、加算が6月1回限りということでございます。

次に、14ページから23ページでございます。今回の補正に伴う給与費明細書を添付しましたので、後ほど御高覧ください。

今回の補正予算につきましては、国の補正予算可決日を踏まえて、緊急性を要したため、給付のためのシステムの改修、また郵送の準備、その他給付に係る準備及び支払いということで、早急に行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月30日付で専決処分をさせていただきましたので、承認方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いをしたいと思います。先ほどの説明の中で、申請がですね、もう2,700件ぐらい、5月18日現在で2,700件ぐらいの特別定額給付金の申請があると。その中で、郵送とか窓口ですと2,600件ぐらいあるということで、情報を教えていただきました。今日の新聞とかですね、あとはインターネットの中では、大分給付金の受取拒否のチェック欄に誤ってチェックをする方が多いのではないかというふうなことが出ています。それらに対応する対策としては、町はどのように対応されているのか。そういうふうにチェック欄があるというのは、本人申請の意思なので、それについてはですね、特にチェックをしていないのか。わざわざ、でも申請をしてきているので、そこにチェック欄があるということに対しての再確認を行っているのか等々についてお伺いをいたします。

町 民 課 長 申請書の世帯の横にですね、不要な方は×印を書いてくださいということで、欄が設けられているんですけども、そこへ今のところ×をそのままつけてきたのは、まだ見たことがないんですけども、レ点としてチェックをしてしまった人が1件ありまして、そういうところには電話番号を記入されているので、確認の連絡を入れて、不要ではないですよという確認を取って、支給に回してございます。以上です。

6 番 井 上 今後ですね、まだ二千何百件ということで、残り4,000世帯ぐらいでしたっけ。四千何百世帯。残り半分以上、半分近くはあるのかなというふうに思いますが、今後そうしたですね、×印をつけてきた方に対してもですね、その辺の再確認というふうなことで対応をしていただければというふうに要望いたしま

す。終わります。

議 長 ほかにございますか。

4 番 平 野 特別給付金に関してと、子育て世帯のことと、1つずつありますが。特別給付金のほうなんです、世帯主に送られることになったということで、様々な事情により、世帯からちょっとはみ出ているというか、もらいにくいおそれがある方が考えられるかと思えますけれども、そういう方に対する対応はできているのかというのが1点。

もう一つ、子育てのほうなんですけれども、この先ほど1,070人というふうにおっしゃったと思うんですが、ふだん児童手当を受けている世帯ということで、児童手当って、所得制限があると思うんですけれども、それ以上だと特例給付でなっていると思うんですが、こちらの特例給付の方には加算がないというふうな理解でよろしいでしょうか。その2点、お願いします。

町 民 課 長 特別な事情があるということで、御相談いただいた方については対応してございますが、そういうのを関係なくですね、個人個人の口座に振り込んでくれないかという問い合わせもあるので、それはお断りしてございます。以上です。

子育て健康課長 先ほど御質問ございました児童手当の特例給付金の対象者、松田町では40世帯、66人ほどいらっしゃいます。この方につきましては、今回の給付金の対象とはなりません。以上です。

議 長 ほかによろしいですか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。承認第5号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度松田町一般会計補正予算(第3号))について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。



起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第28号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第28号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年5月19日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。新型コロナウイルス感染症総合対策事業の推進に当たり、必要となる財源の確保に寄与することを目的として、町長、副町長及び教育長の給与に関し減額措置を講じたいので、御提案するものでございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。本件については、担当課長の細部説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、異議ございませんか。（「質疑あります。」の声あり）質疑はいいんですけど、担当課長の説明を省いてよろしいかというふうな。細部説明。

6 番 井 上 担当課長の説明を省くというのは、何で省くのがちょっと理解できないんですけど。

議 長 これはですね、議案に…

町 長 よかったら説明させましょう。時間を短くというのが目的だったので、待っているのがもったいない。

議 長 細部説明を求める異議がありましたので、担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それではですね、議案第28号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症総合対策事業の推進に当たり、必要となる財源の確保に寄与することを目的として、町長、副町長及び教育長の給与に関し減額措置を講じるため、条例改正を行います。

それでは、議案の最終ページを御覧ください。参考資料の2でございます。附則に1項を加えるもので、その内容につきましては、減額とする期間でございますけれども、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの10か月間。減

額の内容につきましては、第2条第1項に規定する町長、副町長及び教育長のそれぞれの給与月額を20%減額、また同期間における期末手当におきまして、期末手当基礎額となる給料月額についても20%を減額した上で算出した額とするものでございます。減額が見込まれる額といたしましては、下段の表のとおりで、給料、期末手当及び共済費の合計で、621万2,000円を見込んでございます。

恐れ入りますが、議案の最初のページにお戻りいただいて、1枚めくって2枚目を御覧願います。最下段、附則でございます。この条例は令和2年6月1日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。

5 番 田 代 1点、手続論ということで、確認をさせていただきます。松田町特別職報酬等審議会条例、昭和46年12月に制定されております。この条例につきましては、議員報酬、町長、副町長、教育長の給料の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ報酬、給料の額について審議会の意見を聞くものとする。「ものとする」となっております。私の解釈では、「ものとする」は原則でという意味を含んでいると感じております。そのような中で、この特別職報酬等審議会、これが多分開かれてないというふうに私は認識しております。1点目の質問が、開かれたのか開かれなかったのか。開かれなかった場合には、どういった理由で開かなかったのかと。これについてお答えをお願いいたします。

参事兼総務課長 ただいまの田代議員の質問にお答えさせていただきます。まず、報酬等審議会の開催につきましては、開催はしておりません。また、開催をしなかった理由につきましては、まず県の市町村課のほうにですね、問い合わせとして新型コロナウイルス感染症対策に伴い、町長、副町長、教育長の給料月額の減額措置を行う上で、松田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正の際、松田町特別職報酬審議会を開催し、意見が必要があるかの要否の確認をさせていただいているところでございます。

県の市町村課の回答といたしましては、減額措置において給与条例主義の原則から、給与に関する改正条例を議会に提出し、その議決を経て条例上の額を

改正する必要があるものの、現行の額の引き下げに関して、審議会に対しては必ずしも諮問しなければならないものではないと回答をいただいております。また、その理由といたしましては、審議会の設置の趣旨が首長や議員といった特別職の給与、報酬が高額であるとする世論を踏まえ、第三者機関の意見を聞くことで給与等の額の決定に関し公平を期することを目的としていることから、一般的に現行の額から減額する場合には審議会の意見を聞く必要がないものと考えられるという回答で頂いております。それを基づいて審議会のほうは開催はしておりません。以上でございます。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。その回答について2点ほどお伺いしたいと思います。審議会の開催趣旨として、比較的議員、首長の、また三役の給料が高いから、これを是正するために諮問しているんだと。逆に、松田町は議員の報酬は県内で1位、2位を争う低いレベルです。町長も、三役の方も、多分それに準じて低い額だと思います。ですから、今の参事の説明については、逆に低い場合どうなのか。その辺について、まず1点お伺いいたします。

参事兼総務課長 今、現行の給与月額、報酬等を減額する場合について、例えば期間、今回の場合みたいに期間を限定してやる場合については必要ないとされていますけれども、恒久的な中で、将来にわたり条例を改正して、本則の中の給料月額、それとか報酬額を改正する場合には、近隣とか世間一般的なものの中の情報を踏まえながら、審議会の中で決定をしていくという考えであるということでございます。以上です。

5 番 田 代 それでは、2点目に質問をもう一度させていただきます。今の回答はそれで結構かなと思います。

あともう1点が、ここの参考資料の場合に、町長ですと1,500万近い報酬額が、給料額が230万ほど下がると。副町長については1,300万弱が200万ほど、教育長についても同様な額ということで、かなり20%、9か月と、大きい額です。これについて一つ心配なのが、寄附行為、これに抵触するかどうか。これについて御回答お願いいたします。

参事兼総務課長 ただいまの御質問の寄附行為でございますけれども、条例を改正した上での減額となっています。例えばこれを減額、条例改正もしない中で自主的に返納

という形になれば、寄附行為という考えになると思いますけれども、今回の場合は条例改正によって給料月額を確定した上でのものがございますので、それは寄附行為にならないという考えでございます。以上です。

5 番 田 代 ただいまの関係については、事前配付いただきました地方公務員法の質疑応答集、これの中で確かに出ております。もうこれで市町村課のほうもこの件に関しては大丈夫だよというお墨付きを取られたかどうかということで、お願いします。

参事兼総務課長 先ほど最初に説明した中では、要否について確認して市町村課のほうでお墨付きをいただいておりますので、先ほどの…（「寄附行為」の声あり）寄附行為のほうも、それなりの確認は取れております。以上でございます。

5 番 田 代 丁寧な手続論、ありがとうございました。質問終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 ここでですね、町長、副町長、教育長ということで、身を切った対応をされるということの部分はですね、こういった緊急対策の場合ということで、理解できる部分もあるんですけども、1点お伺いをしたいと思います。

まず、減額の内容の中でですね、財源対応するというふうなこともありますけれども、これはその後のですね、補正予算で聞いたほうがいいのかもしいんですけれども、そういった中で、なぜ20%なのか。最近、各地方自治体の中で、首長等の減額、首長とあと議会議員ですね、の減額の新聞の報道等もかなり出ております。その中でもですね、大分金額的にも大きい削減比率ですか、削減額だというふうに思います。なぜここをですね、20%減額をするという比率を決定をされたのか、その理由。

及び、財源の確保ということで、単にですね、今、5番議員のほうでも最後にですね、寄附行為にならないかというふうに言いましたけれども、見方によってですね、一般財源的な取扱をして、ここで減額となる額というのは、総額で621万という額であるとですね、それは一般財源として取り扱う場合にはですね、町民からの見方、私なりの見方からしても、やはりそれは寄附に近い改正になってしまうのではないかなということもあります。そういった中で、どういった財源確保、事業の対応に個別に当たるのか、それらについてお伺いを

いたします。

町 長 御質問ありがとうございます。まず、なぜ20%なのか。これはですね、あくまでも参考にしたということと言うと、県議会の皆さん方の数字が20%だというふうなことになりましたので、それは期末だとかという話でしたけど、参考に、数字は参考にさせていただきました。ただ、20にするとか30にするとか半額にするだとか、そこは各市町のそれぞれの考え方ですから、そこに一々裏づけが必要かという、そうじゃないんじゃないだろうかということだと思っていますので、これは我々三役でお話をした中での減額の数字ということで御理解を頂ければというふうに思っています。

また、これが寄附行為に近いものに当たるんじゃないだろうかというようなお話ですけども、あくまでもこの新型コロナウイルス対策に当たって、この内容がなくて一般的な会計の中にお金が行くというよりも、あくまでもこの新型コロナウイルスの感染症の予防対策として、しっかりと町民の皆様方の御苦勞も感じながら、ほんと微々たるものと言われてしまうと微々たるものかもわかりませんが、我々も同じ気持ちになって対応をさせていただくということです。ですから、あとはこの裏づけとしてはですね、役場の職員の給与に手をつけている自治体もあります。なるべく私はそういうふうにしたくなく、我々3人が防波堤に立って…のような格好で対応しながら、日々頑張ってくれる職員のそういったものに手をつけないで済むようにもしたいという思いもある中でやっています。ですから、先ほど寄附行為の話に、ちょっとすみません、戻りますけども、我々はこの新型コロナウイルス対策に対する費用の中の全体の中で対応ができるような格好で、このお金…この費用といいましょうかね。どれということはないですけども、その中である程度幅を持たせた中で使える費用として減額をさせていただいたということになります。

また、補足というか、先ほど田代議員さんからの御質問のあれで、我々が1,500万ぐらいもらって、1,300万というお話がありましたけど、この数字だけ見るとですね、あくまでも20%分の額なので、これ、10%にすると約100万ぐらいになる。その12か月掛けてもらえば、そんな1,500万ももらっていませんので、それだけは訂正をさせていただきます。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。いや、ただ、これはですね、寄附行為ではということではなく、その後の補正（第4号）のほうも、一般財源の減額になっちゃってるんですよ。給与等のね。総務管理費の中の給与等というの、一般財源の減額になっちゃってるんですよ。ですから、そういうふうに一般…特にこの場ですね、説明をしていただくと、例えばこういった事業に充てますよということであれば、この補正予算の財源というのは、そういった部分を明確にできないんでということで、一般財源扱いにしてますけれども、でも実はこの20%、620万をこういうものに使っていますよという説明をしてほしかったんですね。ですから、そういうふうには、何で20%なのか。こういった事業に充てるんで三役が減額をしましたよという説明でしたらばですね、わかりますけれども、そうじゃないとですね、この620万が補正予算書上ではですね、単純に一般財源扱いで予備費に行くのか何に行くのかわからないというふうな形です。ですので、そういった取扱になってしまうと、一般的には、例えば町民から見た目等ではですね、寄附行為的な形になるのではないかなということですね、その辺の内容をお聞きをしたわけです。新型コロナウイルス感染症総合対策事業というふうには、大きくですね、言われて、それ以上ないよということであれば、それはそれでやむを得ないのかなというふうにも思いますが、かなり近隣と比べてもですね、高額な減額の条例改正ということも踏まえまして、もしその辺の説明が再度あればですね、お願いをしたいと思います。

町 長 井上議員がおっしゃるとおりだというふうに思うところもあります。ありますというか、もうおっしゃるとおりで、我々のこの予算がどうこうというよりも、あくまでもこの感染症総合対策事業として、本部の中でいろいろ事業を考えながら今やっているところなので、この事業に使ったとか、この事業に…例えばマスクにこのお金使いましたとか、これに使ったとかいうと、より寄附みたいな雰囲気に見えてしまうのかなというふうに感じております。ですから、あくまでもある程度幅広く、もうタイムリーに、いろんなものに使っていかなくちゃいけないのに、このお金はこっち、このお金はこっちとかっていうようなことでは、我々是对応がしにくいということもあるので、ここは減額をさせて…減額した分がどれとかというふうには充てるというふうな意識は持ってません。

また、ほかの自治体よりも多いとか少ないとかって、それは各自治体の首長さん、もし議員さんたち、あとはいろんなところが全国いろいろありますけども、それはそれぞれに状況も違いますし、それぞれにやれば…やられればいい話で、どこどこがこうだったから、こうだったというのは、参考にはなったにしても、最終的に決断をするのはその方、また首長さんであるとはいうふうに考えていますから、ここは我々の気持ちの中で20という数字を決めさせていただいたということになります。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第28号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第29号令和2年度松田町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第29号令和2年度松田町一般会計補正予算(第4号)。

令和2年度松田町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。(歳出予算の補正)第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和2年5月19日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、令和2年度一般会計補正予算(第4号)につきまして御説明をさせていただきます。補正予算の内容につきましては、新型コロナウイルス感染

症により経済活動に影響を受けている中小企業、小規模事業者、個人事業主に対する緊急的な支援金の支給や、子育て世帯への支援といたしまして町商品券や飲食券を交付する事業、また移動販売事業への支援並びにですね、その財源の措置につきましては、特別職の給与の減額と予備費の減額を補正予算として編成しております。

それでは、6ページ、7ページの歳出について御説明をさせていただきます。総務費、総務管理費、一般管理費（1）職員給与費でございます。430万6,000円の減額となります。こちらにつきましては、特別職の町長、副町長の給与20%を削減するもので、新型コロナウイルス感染症総合対策に伴う各種支援事業の推進に伴い、必要な財源の確保に寄与することを目的とし、特別職の給与の減額措置を講じるものであります。減額の期間につきましては、令和2年6月1日から令和3年3月31日まででございます。

次に、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費（9）会計年度任用職員給与費でございます。子育て世帯緊急支援事業といたしまして、従事者報酬1名分でございます。

次に（11）感染症総合対策事業でございます。需用費といたしまして、消耗品、これは店舗用のステッカー等に充てる消耗品や、飲食券の印刷製本費などでございます。委託料につきましては、子育て世帯緊急支援事業委託料2,140万円で、住民生活を守るための取組の強化といたしまして、高校生以下の子供を養育する世帯に対して家計の負担軽減を図ることを目的に、町内で利用可能な飲食券及び商品券を配布するものでございます。第1子2万円分、第2子からは1万円分を加算して配布するものでございます。

次に、衛生費、清掃費、塵芥処理費、感染症総合対策事業の需用費、消耗品費35万2,000円でございます。家庭環境支援事業の新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、外出自粛に伴い、テイクアウト商品の利用を含む家庭用のごみの増加と、ごみ収集作業員の感染予防に対応するため、生活環境の確保及び衛生上の面からも可燃ごみ用の町指定ごみ袋を一人世帯に20枚入りを1袋、そして2人以上の世帯につきましては2袋配布するものでございます。

続きまして、商工費、商工振興費、（6）の会計年度任用職員給与費ござ



います。8、9ページでございませう。こちらにつきましては、従事者報酬として1名分で8万円の補正でございませう。

(7) 感染症総合対策事業によるものでございませう。こちらにつきましては、負担金補助及び交付金の移動販売事業感染症対策拡充分の補助金70万円でございませう。移動販売車「くるまつくん」を利用している方が商品を購入する際に、現在1品につき20円を負担していただいている分を生活支援を目的にですな、6月から向こう5か月間を限定で補助するものでございませう。

次に、中小企業・小規模事業者等支援金につきましては、1,836万円でございませう。地域経済活動を守るためのセーフティーネットの強化を図るもので、国のですな、緊急経済対策の持続化給付金、事業の制度の対象にならなかつた事業者を支援することを目的に、売上がですな、前年同月比20%以上、50%未満減少した町内に事業所を有する中小企業等の法人及び個人事業主で、3年以上業を営んでいることを前提に、一律10万円を給付するものでございませう。

続きまして、教育費、教育総務費、事務局費、事務局職員給与費でございませう。こちらにつきましては特別職、教育長の給与費20%、190万6,000円を削減するものでございませう。期間につきましては、町長、副町長同様に6月1日から令和3年3月31日までになります。

続きまして、予備費の減額でございませう。3,521万1,000円を減額します。この時点で、予備費につきましては878万9,000円の予備費となりますので、6月の定例会において補正を行い、財源更正を行う予定でございませう。

10ページから17ページに給与費明細書を添付しましたので、後ほど御高覧くださるよう、よろしくお願ひいたします。

以上、一般会計補正予算について御審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
4 番 平 野 児童の対策と、それからごみ袋のことで1つずつお聞きたいと思ひます。

7ページの児童福祉のこの経費なんですけれども、先ほどの国からの子育て世帯への給付に関しては、所得制限のところは適用されていたのですが、今回この町の独自策に関しては所得制限がないのか。それからあと、商品券、チケットを発行するというところで、やはり印刷なり何なりの手間があると思ひん

ですが、スピードとしてはどうなのかというのをお聞きしたいと思います。

あと、その下の衛生費に関しましては、45リットルにしてもらえないかという、そういう部分があります。1つには、テイクアウトの部分がかかり容器がかさんでいるというのがあります。もちろん、こういったときにでも、やたらごみが増やしてしまえばちょっと問題だというのはわかりますけれども、一方で、それでは事業者にそういう指導ができているのか。中には、事業者の中で気をつかって繰り返し使えるものをやってくれる事業者もいられるんですが、そういった、これはセットで考えなきゃいけない。必ずごみが出てしまうのがあるので、そういった指導はあるのか。その辺のところもお願いします。

子育て健康課長 御質問のございました所得制限についてですが、今回のこちらの配布については所得制限はございません。（私語あり）

失礼いたしました。配布の時期ですが、6月11日の児童手当の決定通知を配布するのが6月11日なんです、それをめどに準備のほうは進めております。

環境上下水道課長 それでは、平野議員の2番目の御質問にお答えしたいと思います。まず、全協でもお話ししましとお、このごみ袋のですね、配布事業につきましては、当然感染症のですね、予防という対策事業の一環として行うものでございます。先ほど申したとお、ごみも少しは減らしていかなくちゃいけない中で30リットルという設定をさせていただいたんですが、議員がおっしゃるとおりですね、やはり45リットルであれば、厚手のものもございませ。感染症対策という意味からすればですね、やはり45リットルが前提にした配布がよろしいのかなというふうなことでですね、思いますので、担当課といたしましては45リットルを前提としたちょっと配布を今後考えていきたいと思ひます。

それと、もう1点目のですね、いわゆる収集業者の事業者さんに対する感染症対策でございませが、実は環境省のほうからですね、いわゆるコロナ感染症拡大防止に伴うですね、収集運搬の業務の継続計画…（私語あり）申しわけございませ。リターナブル。（私語あり）本来であればですね、ごみと出されるべきものはですね、やっぱりリターナブルということで、再生利用が活用できるようなですね、形のものですね、一応それが循環すればごみの削減につながるということで、それは一つの有効な対策だというふうにお思ひしております。

ただ、当然これ、事業者さんのほうでですね、当然ある程度の費用というか、コストをかけた中でリターナブルの容器に変えていただくというふうなことになると思いますので、その辺は今後事業系のごみの削減の計画に合わせてですね、事業者の皆さんと関係課とちょっと含めてお話をさせていただければというふうに思っております。以上です。

議 長 よろしいですか。

4 番 平 野 2点目の要望で。指導をという要望で。

10番 齋 藤 まずもってですね、町がこのような対策を練られていることには、住民のために、感謝申し上げるところでございます。まず早急にやりたいということもよくわかります。この前の議案は、三役の給与を減らしていくというような方法で、ここにその原資として挙げている状況のやり方の方法をとってるということ自体が、万が一、その前の議案が否決されてしまったら、この補正予算が通らない状況になる可能性もあるわけじゃないですか。このような手法をまずとったということ。この辺について、本来なら貯金みたいのがあって、崩していく緊急事態の対応することが本来の動きかなとは思んですけど、この手法をとられたということについてちょっとお聞きしたいなと思っております。

町 長 わかりました。わかってるけど答えたくないの。どっち。答えてくださいよ。

政策推進課長 今回の第4号の補正につきましては、当初ですね、第2号の補正の中で予備費の700万円組んでいるところでございます。こうした中でですね、財政調整基金を崩さずに予備費の範囲の中で町として事業を展開できるということが可能となったので、このような形で進めさせていただきました。以上です。

10番 齋 藤 本来ならですね、町の預金…貯金というか、そういうものを使いながらやっていくべきかなとは、緊急で対応ということで、しなきゃいけないのかなとは思っているところでございます。というか、この後ですね、コロナがいつ終息するかなんていうのはまずわからないですし、アフターコロナの対応、この経済を今、止めてしまっている状況下、この後のほうがすごくきつい状況が続くのかなという懸念がございます。その辺のことまで、まだ考えられないのかもしれないかもしれませんが、そういった事態が起きたとき、町の経済、止まってしまう。そんな状況下の中において、また次の第2波も来る可能性もありますし、

きのう緊急事態宣言を解除して、県境を越えた動きというのも、かなり見られているという状況下で、第2波が来たときの対応。昨日ですか、大井町までコロナ患者が出たということで、だんだんと近くに来てるように感じるんですよ。そうすると、この後に対してアフターコロナ、ウィズコロナで生活していかなくちゃいけない状況下が続くのかなとは思いますが。その辺までの対応は今後どのように何かお考えとかあるなら、お聞きしたいと思います。

町 長 ちょっと話の、質問の前後しちゃいますけど、まず1つ皆さん方には知っておいてもらいたい話をします。大井町の話が今出ましたけども、大井町の方から出た2名の方は、病院から出た方ですので、この辺の普通に歩いている方が移られたということではないということは、大井町さんのためにもきちっと理解をしておかないと、大井町にコロナの方が出たということだけで大井町に行かない人が出るようなことになってしまっちゃいけないので、あえてそういうお話をさせていただきました。開成町もプラス1出たのも同様な感じの看護師さんというようなことがありますので、そのように御理解をいただければというふうに思います。

それで、第2波の話になります。第2波の話で、今、私どもが今回の予算の組み方と恐らく大体、第1陣で、第1弾で皆さんにお認めいただいた事業執行の予算のことを考えると、大方ですけれども、約8,000万ぐらいの予算規模になるのではなかろうかと。ひょっとしたら、状況によってはもう少し使わなくて済むのかもわかりません。そうすると、第2弾の、2号補正のときにお話をさせていただいた今の、今年予算の減額、要は執行を止めているやつが2,700万ぐらい…2,500万ぐらいだったですか、すみません。それとプラス駅の3,000万の積み込みを、3,000万積まずに1,500万だけにさせてもらったときの減額、それを足すと約4,000万近い額があります。それは手をつけてなく、いけるんじゃないかなと踏んでいます。それがこれからの第2波、第3波のときの町の負担としての蓄えを考えてはいます。ですから、今こうやって、もう本当に比較、ほかの町と比較されればほんとわかると思いますけども、事業者に対して持続化交付金を受けられなかった、対象にならなかった方々に対しては、大井町さんは最大20万円とか、開成町さんは一律10万円だとか、そこも先ほど

の井上議員の話でも、そこ、町々のそれぞれのカラーが出て、ばらばら出てきていると思います。そんな中、松田町としては、本当に申しわけなかったですけど、10万円というようなことにさせてもらっています。

ただし、ただしですね、ただし今回の子育て世帯の方々に約2,000万ぐらい投入しますけども、投下する2,000万円については町外に行かないやり方、飲食券であったり商品券ということで、内需の拡大というか、内需をしっかりとやっていかないといけない。ですから、実質20万円を地域に配ってると同じことになります。ですから、そういったことなんかを考えながら、今回予算を考えているところでございますので、そういった点でもですね、御理解をいただければというふうに思います。

また、冒頭先ほど鈴木課長からお話がありましたけども、今回予算の組み方として、どうしてこれにのせてと、そういう手法はまずいんじゃないかというお話があります。また、それはですね、まず緊急を要しているということで、本当に否決になった場合はこの予算の凍結をするというふうな覚悟を持って出させてもらったということで、御理解いただければと思います。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに。

11番 寺 嶋 子育て世帯緊急支援事業ということで、飲食券、町内利用可能な飲食券及び商品券の配布するということですけども、これを配布するということは、いいことだと思うんですけども、今回ですね、これ利用するに当たりましてですね、やっぱり3密を避けるとかね、やっぱり今、外出自粛ということできてますので。それで、利用する方も、お店の方もですね、個人事業主の方も、やっぱりウイルス感染対策と、しっかりやってないとね、ただ発行します、配布しますというだけではね、やっぱり利用する自体がね、そういう感染症対策に逆行するような形になる可能性もあると思うので、そういうことについての利用者と事業者への注意といいますか、そういうのを町はどのようにされているのか。

あとは、そういうことで、普通は飲食ということで、お店に直接行くと、3密というのはありますけども、これはですね、それからテイクアウトとかデリバリーの、こういうのにも商品券がね…飲食券が利用できるのかということ、まずは伺います。

観光経済課長      それでは、ただいま御質問いただいた件でございます。まず、感染防止に当たって3密という話はごもっともかと思えます。まずですね、これから実は飲食券というものに関しては、事業者へお声がけをさせていただき、御賛同いただく飲食店の方々にその券を使っていただくわけですが、その際にですね、この感染については、感染防止についてはしっかりと皆様をお願いをしたい。具体的には、ただいま現時点ですが、例えばテイクアウト、デリバリーをやっている事業者様に向けてはですね、次亜塩素酸水をお配りさせていただいたりしているところです。こういったことを考え合わせながら、やりながら感染防止を進めていくのかなと思ってございます。

2点目、テイクアウトのこれから出ていくものの商品券…ちょっとすみません、確認をさせていただきたいんですけど、テイクアウトの新しくつくる飲食券と今やっているテイクアウトが両方使えるかという話でいいですか。ちょっと違いますか。よろしいですか。当然、ここをラップというか、重複するところがあると思いますので、両方側で使えるということで考えてございます。以上です。

11番 寺 嶋      飲食券も一応テイクアウトとかデリバリーのことで飲食券、商品券も使えるということで、よろしいんですね。今、一般的に20%プレミアム商品券、これもね、商品と、それから飲食で使えるんですよ。それでね、この飲食券と商品券というと、商品券も、ただ物を買うだけじゃなくて、飲食でも商品券も使えると思うんです。ただ、これがね、境目がないといいますか、何かどちらも似たような趣旨なので、この辺がよくわかりにくいということで、何かどのように、明確に使う目的をですね、しっかりわきまえて、配布するほうもね、しっかりやっていただきたいと思えます。

それからですね、有効期限は、これはいつまでなのでしょう。以上お伺いします。

観光経済課長      それでは、1点目についてはよろしいという話もあったんですけど、飲食券、これから配る飲食券については、当然商店では、一般の飲食以外のお店では使えません。先ほど申し上げたとおり、スキーム、事業者にお話をする中で、お店が決まると。その券をお配りするときに、しっかり使える店、そうい

ったところを記載したいということで対応したいと考えております。

これで券の期間なんですけど、まず、最長でですね、大体商品券というのは通常6か月というものを想定してございます。ただ、このたびお配りするものは、皆さんがお金を出して買うというよりは給付の形をとっておりますので、年度内、一つの目安として年度内ということを考えております。以上です。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。

6番 井 上 2点ですね、お伺いをしたいと思います。ここでですね、一般会計補正予算ということで、地域経済活動を守るためのセーフティネット、住民生活を守るための取組の強化というふうな視点でですね、補正予算が組まれたというふうに理解しておりますが、ここにですね、計上されていない、例えばですね、大学生とかですね、各種学校生、またですね、派遣社員でですね、職がなくなったか、大分失業に近い状態になった方等ですね、町の今回の補正予算で計上されている事業以外ですね、方たちに対する今後の支援策についてですね、考え方をお願いをしたいと思います。

2点目といたしましては、今、大分ですね、予備費が878万9,000円の残額と、この補正予算が採決された後ですね、そういった少額の数字となっていきますが、それに対してはですね、国のほうの補正予算等の部分で6月定例会に向けてのですね、補正予算で出てくるということですけども、松田町の財政調整基金に対応していかないとですね、現状はですね、そういった様々な事業所とかですね、生活に対する支援策ですけども、今年度の様々な業績、収入等に鑑みて、来年度以降のですね、財政的な収入、税収等がですね、落ち込むことが想定できます。それらに対するですね、財政調整基金との考え方とかですね、現行の事業に対する考え方があればですね、お知らせしてください。以上2点、よろしく申し上げます。

町 長 1点目の派遣、また大学生の方々、また今、こんな話もありますね。この間、田代議員からも話があった家賃補償とか、本当にきめ細かく対象者を分けていきたい。本当にその対応をしたい。もう国も同じことで、我々も同じことを思っています。その点はですね、今、井上議員から言われた対象者については、

正直なところ、国がそういう動きをされているところをちょっと期待をしているところもあります。

また、今回のさまざまな対応については、スケジュール的なところも実は見えていまして、松田町としては早くとにかくまず手元にお金ということもあって、まず10万円の給付をとにかくやっていただく…やらせてもらっていることによって、手元にまず1人当たり10万円というものが来る状況です。また、松田町としての事業者に対する10万円ということもありますし、持続化交付金ということでの、まだまだちょっとお金がね、なかなかもうちょっと時間かかりそうとか、そういうのがあります。プレミアム商品券が今度6月の下旬からスタートすると、10万円が状況によっては12万円に化けちゃうというような格好になりますので、一時はですね、そういったお金を使ってもらいながら、先ほどお話しした内需ということで、中のお金を回していきながらですね、やっていただきたいなというふうにも考えておりますが、第2号補正で認めていただいた500万円の費用があります。あの500万円の中から、本当に今、国もどこも対応できないような枠の団体の方々も困っていらっしゃる方もいらっしゃるんで、そういった方々にはですね、あそこの分の制度設計をしっかりとやってですね、ここはもう町のある程度の覚悟といいましょうか、ある程度焦げついても構わないぐらいの格好で支援をしていきたいというふうに、あの費用を使って支援していきたいというふうに考えていますので、まず1点目についてはですね、このときどきのスケジュール化の中で何とかしのいでいただきたいと思っています。もう大学生ぐらいになると、あの10万円は俺のものだよねというような子供もいたりとかですね、いるのかなと思いますけども、それはもう家庭にお任せすることになるかと思います。

また、予備費の関係です。予備費の関係で、財調のお金を一旦第2号補正で4,500万ほどお借りしているという表現がいいのか、あれですけども、やらせてもらっています。その費用もですね、9月の時点で元に戻すような格好で考えております。そんな中、来年の、今年状況からすると税収が減るといふことの見込みとしてはですね、例え話になりますけれども、町の町税収入が約15億ぐらいです。そのうちの1割になると約1億5,000万ぐらいの減額になると



いうことに予測されます。その減額がですね、こういうことですから一律なので、交付税もあてにした状態になると、非常によろしくないとは思っています。ですから、先ほど齋藤議員が言われているような格好の、まずは第2波、第3波に備えた状況の中での予算を、今現在、後からのことにやっていますけども、我々としてもですね、必要じゃない部分、急に急がない部分については、来年のそういったものに、やらなきゃいけない、生活だとかいう、命を守らなきゃいけないことに補填ができるように、今年予算の使い方も状況によっては対応していく。また、国の第2弾だとかということとか、あとは補助金だとか、そういったもの目いっぱい頭を使ってですね、来年の予算のときに町民の方々のサービスが落ちないようにですね、したいというふうに考えております。以上です。(私語あり)

今年度の事業精査についてはですね、今現在、一つ一つやらせていただき、前回簡単に御説明させていただいたところでお話しすると、約2,500万ぐらいになってますけども、これが6月まで…5月末までの間にとか、9月までの事業が止まった場合の予算をやっています。これが長引けば、当然ですけども、事業がもっと止まった分になってきますから、その分は来年に使えるように事業執行を止めるという格好で考えています。それでも予算が何ですかね、組めない状況になるようなことであると、財調を崩すなりして、とにかく町民の方々の生命と財産を守るのを第一優先でですね、未来への投資は一旦休憩してでもやらなきゃいけないというふうに考えています。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。まず最初ですね、町のほうとしては国の動きということで、国のほうもこれからだと思いますけれども、第2次の補正予算で、1兆円というふうな数字も出ているところもあります。そうすると、また5,000万、6,000万という町のほうのそういった部分の収入が見込めるかもしれません。そういった中の方向性を持ってですね、スケジュールを見てですね、またそういった内容、事業等をですね、お示ししていただきたいと思います。

あと、大学生とか各種学校というのは、大分ですね、ここでアルバイト等ができなくなったということで、自宅から通っている方についてはですね、あまり世帯主、親のほうの面倒見るんでしょうけれども、そうでない方は松田町在

住なんだけれども、ほかの離れたところで一人で生活をして、その生活費はアルバイトで稼いでいるという方がアルバイトがなくなったことによる学業が維持できるのかというところの対策というのもですね、必要になるかなというふうにも思います。そういった部分をですね、ぜひですね、次の6月以降の補正が見込められればですね、その中で、ぜひ対応をしていただきたいというふうに思います。

財政調整基金のほうですね、4,500万円を一旦一般会計のほうに繰り入れて、それをまた繰り戻すという説明の中でですね、今、町長の説明があったように、今年度の収入減が来年度に対するですね、税収減1億5,000万円程度を見込むという中で、落ち着いていけばいいのかなというふうに思いますけれども、一般の松田町としてはですね、給与所得者が一番多いという中で、どれだけ企業の収益が落ちるかということがですね、やはり今後にならないとなかなか見込めないという中でですね、やはり松田町は財政調整基金というものがですね、今後何年間か、今回の新型コロナウイルスの影響というのが続いていくと思います。なかなか交付税にもですね、頼ると。地方交付税に頼るといってもですね、地方交付税の原資自体が大分枯渇をして、国のほうの考え方ではそれを全部借入れでやっていくのかどうなのかというところもあるかと思いますが、大分厳しい状況が続くのではないかなという中でですね、今後の財政調整、財政調整基金の積み立てをですね、堅持をしていくということですね、要望しまして終わりとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 この辺で質疑を…。

5 番 田 代 今回のこの新型コロナウイルス感染症対策事業に関しまして、町単独事業第2弾ということで、補正予算が提案されたんですけども、時間がない中で本当に素早い対応、御苦労さまでした。そこで1点、この補正予算に関する大きい枠組みという考えで、質問を町長にしたいと思います。

5月11日、県知事宛てに足柄上地区1市5町の首長連名で、人口密度の低い当地域に対し特段の配慮をというふうなことを某報道機関が記載しておりました。これに対して、簡単にお尋ねしたいのが、特段の配慮、どういったことをこの足柄上地区に御要望されたのかと。

それと2点目が、県知事の反応ですね。8日間たっているんですけど、中2日、休日入っているんで、実際6日間しかなかったんですけども、素晴らしいこれは要望だと思います。この辺について、どんな内容であったか。そして知事のほうの反応は、まだ答え出てないかもしれませんが、どういうニュアンスだったのか。この2点についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

町長 御質問にお答えします。まず、5月11日に出させていただいた1市5町ということで、南足柄市並びに5町の会長ということで、山北・湯川町長の連名ということで出させていただきました。その内容は、大きく分けて4つです。4つなんですけども、まずその4つの前提として、5月の5日、6日の日に結局次の段階といいましょうかね、神奈川県の出産戦略というようなところの中で、大前提があったのは、知事からの通達の中に、地域の実情に合わせて段階的に緩和をしていく考えがあるというような言葉がありました。そこに我々としては期待をするということの中から、それではこの地域の実情に合わせて、こういったことを段階的にやっていただけないでしょうかというような要望になります。

その要望の内容は、1つは、人の命は当然大切なんですけど、経済で、経済が止まることによってなくなる命も当然あります。ということを考えて、地域の経済と生活者を守るために、段階的に地域別にですね、地域の実情にあって段階的に規制の緩和をしていただきたいというふうなことで上げさせていただきました。これは、先ほどお話をしたように、コロナに対しての危機意識がですね、この地域は非常に高い地域だということを考えています。ましてや、このところコロナの感染はあくまでも局部的なところからの感染だということも考えますと、少しずつ緩和をお考えいただきたいということでもあります。

2つ目は、足柄上病院が新型コロナウイルスの重点医療機関ということで指定をされました。それに対して否定をしているものでは一切ございません。そうすることによって、これまで病院に行かれていた方々が、医療難民として逆にあふれてしまって、それが各自治会、各地域の病院の先生のところに行くということになったりとかすることによって、なかなかやっばりかかりつけ医と

して足柄上病院を使っている方々に対しては、何かほかの病院に行くということに対して、なかなかうまくというようなお話も幾つか聞いたので、足柄上病院の外来を勧めてくださいとかいうことではなくて、地域医療のバランスをどのようにお考えの中で今後足柄上病院と地域医療のバランスをお考えなのかというようなことについて、お伺いをしたいというようなことでした。

あと2つはですね、とにかくこういう状態で、子供の学びを止めちゃいけないということもありまして、ICT活用ということであれば、今日説明させていただいたように、タブレット端末は県の共同購入ということになっています。町が単独で頼むというよりも、県の共同購入になっているおかげなので、県が早くいろんなところで動いてくれない限り、物が入ってこないということがあるので、その辺の加速をお願いしたということになります。我々が一生懸命やっても、なかなか難しいので、そこをお願いしました。

もう1点は、これをやるためには必ずですけども、先生に対する指導だとか何かするところに対して、経済的な支援が全く県のほうからはないです。当然それは県としては小・中学校、幼稚園については基礎自治体と言われるんでしょうね。担当だからというスタンスがあるんでしょうけども、県としてやりたいとかいう思いだったら、ぜひお願いしたいという、4つを上げさせていただいています。

現在のところ、その2つ目の質問になりますけども、その質問に対して知事からの特別書面での回答というものはございません。ただ、記者会見等々の中で、このような要望があったことに対して、地域別で言うのも一つの考え方がありますねという当時のお話はありましたけども、ただ、今現在は、その後、局所的な感染者が増えているということもあって、その後の知事の発言だけを見てみると、段階的にやるというような言葉が消えています、現在。ですので、私たちはその辺のことについてはですね、明日からですかね、明日から順に知事との直接お話をする機会を設けてもらいます。テレビ電話でやるんですけども、それでずっと順にこの辺の地域とか神奈川県下、ずっと順番でやる予定になっていますので、限られた時間ですけども、そういったこととかを聞きながらですね、今の現状の松田町の状況を知事にお話をしながら、最終的に特措法

の第45条の中で、知事がその解除の権限を持っているということですから、その辺の発送に期待をしたいというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 丁寧な御回答、ありがとうございました。神奈川県の方針について、今現在、横浜・川崎・相模原、この政令市を中心にある程度動いているような感じがします。確かに町長がおっしゃるとおり、人の命も大切なんですけども、やはり地域の特徴があると思います。そのような中で、今回小規模自治体が連名で地域の実情を要望すること、これはやはり広域行政の推進ということで、すばらしいものだと思います。今回こちらの要望について、どこまで聞いていただけるかわかりませんが、やはり一自治体が要望するよりも、1市5町、一つの枠組みですのでね、また似たようなケースがありましたら、引き続き順次要望していくということをお願いして、質問を終わらせていただきます。以上です。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第29号令和2年度松田町一般会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議ありがとうございました。(11時59分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 2年 8月 6日

松田町議会議長 飯 田 一

署名議員 1 2 番 大 舘 秀 孝

署名議員 1 番 唐 澤 一 代